【西尾友愛會現事記】

右回答後友愛會本部に兩委員所事務所に集まつた龍工團員は勝利なりし喊聲を擧げた西尾友愛會大阪支部主事は語る

「今回の爭議の根本は第一に會社側が第二の實行委員を認めず無條件復職の問題で相手にせなかつた事、第二に宮崎社長は直に市民會館會長に就いて左の如く語つた、因に宮崎氏は高壓的裁決案だといふ意味を繰返し〳〵數回も言つて出て行つた

「十六日夜の部長官舍に行はれた田中警察部長と宮崎社長の會見は、大激論で社長は裁定案の第二項は認める譯に行かぬと主張し雙方屢〻赤になつて議論しました、田中部長は勞働者側からは既に讓歩を取つてゐる、而も無事納まると信じて疑はぬ手前、社長室で左の如く諭つた

「裁定案には無理矢理に田中警察部長から脅迫が納らないから此の案で納得してくれろといはれたので止むを得ず承諾したわけです、併し龍工團の要求條件の重要な屋外契約、集合契約なぞいへる會社の經濟關係に及ぶ團體交渉權は絕對に認めず在來から不文律で行ひ來つた事實は斷じて認めぬ」

午後一時半市會舍の祝賀會から歸つた宮崎大電社長は社長室で左の如く語つた

徃々復職も出來まい

會社の經濟關係を脅かす團體交渉權は斷じて認めぬ

【宮崎大電社長談】

「問題とか勞働時間問題だけに就いて會社と職工團體と交渉する に止まるわけだから會社は該案についても何等痛痒を感じないつまり從來行つてゐながら名儀の上になかつたのを此の機會に葬へたに過ぎない、龍工團を復職せしめた結果は彼等の所謂裏切つて會社に就職しつゝある者に對しては壓迫を加へるの火を點るよりも明かな次第で裁定案に基いて一時龍工團全體を復職せしめるにしても會社は

【今囘紛擾部長のこゝろ、挨拶に行つたところ、友愛會は承諾した覺えはないと主張し、部長が呼んでも迫つて來ないので大驚き、實際驚いた、會社は承諾してゐるものと思つてゐたのだから……流〳〵會社が承諾してゐないツて、何うしたものだ』

と首をひねり、社員は自動車を市會舍に飛ばして宮崎社長へ右の事實を報告に行つた】

大電爭議の經過並に落着は左の如し

會社及び從業員側雙方共に平常の經路を經表した

會社及び從業員側雙方共に平常の經路を經表した

雙方から今回の問題の解決に就いて相談があつた、裁定案を提出するまでにはいろ〳〵と曲折はあつたが最後に大なる決心を以て現在の從業員團體會社、龍工團といふ順序で本案の交渉を開始し愈十七日午後一時これを承認すべき回答書を得たのである、我國法制上所謂集合體なるものは認可として存在せざる事は明かなるを以て集合契約權に關る事は暫時止めて相互協調の意味に於て此の調停案を成したのである

第一項　勞働條件に就いては會社內の勞働團體と所定協議なる協調を保つて勞働者側の意見を考慮してこれを定めて今回の如き突發的要求を出すの必要もなくしてよく相互諒解の下に勞働條件の改善及び勞働能率の增進等を圖るは今日の勞働運動の狀況に於ては一歩を進めたる方法なりと思ふ、會社は更に此の際是等の交渉案件に就いて六月

第四項　勞働團體に加入せざる各個人にも交渉すべき事を規定したるは第一項に規定したる利益の享有が團體加入者のみに限らるゝ事せば從業者に團體加入を強要する事になるを以て本項を設けたのである

第五項　交渉の不調の場合に於て相方共二週間以內は最後の手段に出でざる事を示した事は獨り電燈ニ社はず、瓦斯、水道、電車等總て公共機關の紛擾に就て今回の如き突發して然かも二日間に回答すべき等は甚だ不條理の事で外國の立法令には斯の如き公益機關の紛擾は不調に終る場合、最後の手段に出づるには六十日乃至九十日の猶豫期間を置き且つ其の間に於て充分に調べ四圍の情況を考慮して先づ二週間の期間を置いたのである

本案に就ては會社側も龍工側も共に不滿もあらう、雙方に不滿の點のある事は調停の性質上又止むべからざることなるも何れにしても十八日間といふ長期間結んで解けざりし紛擾が相互曲りなりにも本案に同意してくれたコトに解決を見たのは調停者としての自分に取りては本懷此の上もない事である云々

職首は會社の大失態

ドコの勞働史にも例がない

【武藤協調會情報課長談】

兩者調停のため黒幕裏に奔命した武藤勞資協調會情報課長は語る

洋傘特價大賣出

紳傘絹張　貳圓五十錢より
婦傘絹張　貳圓五十錢より

田邊洋傘店

大阪北區天神橋筋貳丁目東入
電話東四七四四番

は之に先立ち十一日間休業をもつて事件は既に十六日午後十時半圓滿